

## 呉市こども医療費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、こどもの医療費（以下「こども医療費」という。）を支給することにより、こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの健やかな育成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者を除く。
- (2) 社会保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。
- (3) 保護者 こどもの親権者その他の者で主としてこれを監護している者をいう。

### (受給資格)

第3条 この要綱によりこども医療費の支給を受けることができる者は、市内に住所を有するこども（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）に限る。）の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものを養育する者とする。

- (1) 広島県の実施する乳幼児医療費公費負担事業の助成対象者
  - (2) 前号の助成対象者以外の未就学児
  - (3) 前2号に掲げる者以外のこども
- 2 前項の規定にかかわらず、法第116条又は法第116条の2第1項若しくは第2項の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた市内に住所を有するこども又は市内に住所を有するものとみなされた他の市町村の区域内に住所を有するこどもに係るこども医療費の受給資格については、当該他の市町村と協議して決定するものとする。

### (受給資格の認定及び更新)

第4条 こども医療費の支給を受けようとする保護者は、あらかじめこども医療費受給者証交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、市長が当該書類の添付により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) こどもが法による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類
  - (2) 同意書又は所得が確認できる書類(こどもがそれぞれ1歳から6歳までの年齢に達する日の属する年のものに限る。)
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 2 市長は、前2項の規定により受給資格を認定したときは、当該保護者(以下「受給者」という。)の登録を行い、こども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を受給者に交付するものとする。
- 3 市長は、こどもがそれぞれ1歳から6歳までの年齢に達する日の属する年において、同条第1項に規定する受給資格を公簿等によって確認することができるときは、前項の規定にかかわらず、更新による申請書の提出を省略して受給資格の認定を行うものとする。

#### (医療費の支給)

第5条 こども医療費の支給は、こどもの疾病又は負傷について法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に掲げる額を控除した額を給付する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
  - (2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額
  - (3) 次条の規定により受給者が支払う一部負担金の額に相当する額
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

#### (一部負担金)

第6条 受給者は、こどもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(以下この項において「保険医療機関」という。)若しくは保険薬局(以下この項において「保険薬局」という。)、又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)について医療又は指定訪問看護を受けたときは、一部負担金として、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき500円(法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を支払うものとする。ただし、保険医療機関において医療を担当する医師又は歯

科医師から交付された処方せんにより、こどもが当該保険医療機関外の保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、保険医療機関等において、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる回数の一部負担金を同一月に支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該月のその後の期間内においては、保険医療機関等において医療を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(1) こどもが病院若しくは診療所への入院又はその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

(2) こどもが前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、こどもが柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師による施術を受けたときは、一部負担金として施術所ごとに1日につき500円を、支払うものとする。ただし、同一月に同一施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、当該月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際は、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 こども医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 前項の規定によるこども医療費の請求は、こども医療費支給請求書の提出により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保険医療機関等から医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市長は、こども医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対しこども医療費の支給があったものとみなす。

5 第3項の規定により保険医療機関等が、市長に対して同項のこども医療費の支給額を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類の提出によりこれを行うものとする。

(1) 保険医療機関等（指定訪問看護事業者を除く。）が請求する場合 福祉医療費請求書

(2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書（老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費）

(受給資格の喪失及び返還)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) こどもが死亡したとき又は生活保護法の適用を受けたとき。

(2) こどもの住所地が、呉市の区域内でなくなったとき。

(3) 受給者が、保護者でなくなったとき。

(4) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。

2 受給者は、前項の規定により資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受給者証記載事項変更届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき。
- (2) こどもの社会保険各法に基づく被扶養者又は法の被保険者たる資格に変更があったとき。

(受給者証の再交付申請等)

第10条 受給者は、受給者証を損傷し、又は紛失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、再交付することが適当と認めたときは、当該受給者に受給者証を再交付する。

(こども医療費の支給制限等)

第11条 市長は、受給者がこどもの疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうちこども医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度においてこども医療費支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に交付したこども医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段によりこども医療費の支給を受けた者がいるときは、当該支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

第12条 こども医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(帳票の様式)

第13条 この要綱の施行に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

改正 昭和49年10月1日

昭和50年10月1日  
昭和59年10月1日  
平成4年10月1日  
平成6年10月1日  
平成7年4月1日  
平成7年7月14日  
平成8年10月1日  
平成9年10月1日  
平成10年4月1日  
平成12年10月1日  
平成14年10月1日  
平成15年4月1日  
平成16年10月1日  
平成18年10月1日  
平成24年4月1日  
平成26年10月1日  
平成28年4月1日  
平成29年10月1日  
平成30年4月1日  
令和3年6月1日

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前に受けた医療又は指定訪問看護に係る乳幼児等医療費の支給については、なお従前の例による。